4　終了促進措置に要する費用について一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者が負担する金額は、当該費用の総額から一・七GHz帯全国バンド認定開設者が負担する金額の総額（一・七GHz帯全国バンド認定開設者が存在しない場合には、零円）を減じた額とする。

5　一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、終了促進措置の実施に当たって、次に掲げる事項を行わなければならない。

㈠　㈡から㈣までに掲げる事項及び終了促進措置に係る一・七GHz帯対象免許人との合意について、一・七GHz帯全国バンド認定開設者と共同して実施することとし、当該事項及び当該合意の実施方法について一・七GHz帯全国バンド認定開設者と協議し、認定日から三月以内に合意すること。

㈡　㈠の一・七GHz帯全国バンド認定開設者との合意の日から一月以内に、終了促進措置の実施の概要（次号㈣の規定により設置した窓口の連絡先及び対応日時を含む。）を一・七GHz帯対象免許人に周知させるための措置を開始すること。

㈢　㈠の一・七GHz帯全国バンド認定開設者との合意の日から三月以内に、終了促進措置の実施手順を一・七GHz帯対象免許人に対して通知すること。

㈣　一・七GHz帯対象免許人との間で、当該一・七GHz帯対象免許人が行う第二号に掲げる措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該一・七GHz帯対象免許人が同号に掲げる措置を行うまでの間に当該一・七GHz帯対象免許人の第一号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局と一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局が周波数を共用する場合の当該共用の条件その他終了促進措置の内容について協議を行うこと。

㈤　一・七GHz帯対象免許人から㈣の協議の申入れがあった場合には、遅滞なく当該協議を開始すること。

6　申請者又は一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、終了促進措置の実施に関する透明性の確保を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

㈠　申請者は、本開設指針の施行の日から認定を受けるまでの間、一・七GHz帯対象免許人に対し、一・七GHz帯全国バンド認定開設者及び一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者が行う第二号及び第三号に規定する費用の負担に関する協議、調整等を一切行わないこと。

㈡　申請者は、本開設指針の施行の日から認定を受けるまでの間、他の全ての申請者に対し、終了促進措置に係る前号㈠の実施方法について協議、調整等を一切行わないこと。

㈢　一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、前号㈠により一・七GHz帯全国バンド認定開設者と合意したときは、その合意の内容を示す書面の写しを速やかに総務大臣に提出するとともに、その内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること。

㈣　一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、前号㈠による一・七GHz帯全国バンド認定開設者との合意の日から一月以内に、終了促進措置の実施に関する一・七GHz帯対象免許人からの問合せに対応するための窓口を設置し、当該措置が完了する日まで設置すること。

㈤　一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、前号㈢の通知をした場合は、その通知の内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること。

㈥　一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、終了促進措置に関する費用の負担の公正が確保されるよう十分に配意すること。

㈦　一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、前号㈣の協議により合意がなされたときは、その内容を、当該一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者、一・七GHz帯全国バンド認定開設者及び一・七GHz帯対象免許人が署名若しくは記名押印した書面又は電子署名を行った電磁的記録により確認し、本開設指針に係る開設計画の認定の有効期間中、当該書面又は当該電磁的記録を保管し、総務大臣の求めに応じて速やかにその写しを提出すること。

㈧　一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、当該一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者が認定を受けた一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の開設計画に基づく終了促進措置の完了までの間、毎年度の四半期ごとに、第一号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局のうち当該措置を実施した無線局の局数及び当該措置の実施に要した費用その他当該措置の実施の状況を示す書類を総務大臣に提出すること。

7　総務大臣は、前号㈧の規定により一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者から提出された書類について、本開設指針（この章に限る。）及び当該一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者が認定を受けた一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画に基づき適切に終了促進措置が実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

8　一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、終了促進措置に関して、一・七GHz帯対象免許人との迅速な合意形成を図るための対策及び迅速かつ円滑な実施を図るための体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五章　特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

一　特定基地局は、次に掲げる場合に開設されたものとする。

1　一・七GHz帯全国バンド特定基地局にあっては、一・七GHz帯全国バンドを使用する基地局若しくは陸上移動中継局の運用を開始した場合又は既に開設している基地局若しくは陸上移動中継局について一・七GHz帯全国バンドを使用するための指定の変更を受けた場合